



長野県報

3月13日(木)
平成20年
(2008年)
第1947号

目 次

規 則

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	2
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	3

告 示

生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（地域福祉課）	4
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止（地域福祉課）	4
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の休止（地域福祉課）	5
信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域（ビジネス誘発課）	5
解除予定保安林にする旨の通知（森林整備課）	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可（2件）（都市計画課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（5件）（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（4件）（道路管理課）	7
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	8

公 告

長野県土地利用基本計画の変更（企画課土地対策室）	9
特定非営利活動法人の設立の認証申請（N P O活動推進課）	9
一般競争入札（税務課）	9
一般競争入札（総務事務課）	10
一般競争入札（森林整備課）	11
建設業法に基づく処分（土木政策課）	11
一般競争入札（土木政策課）	12
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の設立の認可（建築管理課）	13
一般競争入札（県立病院課）	13
一般競争入札（4件）（砂防課）	14
一般競争入札（事業課）	17
一般競争入札（2件）（環境政策課）	18
一般競争入札（農業技術課）	20
一般競争入札（林業振興課）	20
一般競争入札（高校教育課）	21
一般競争入札（2件）（特別支援教育課）	22
一般競争入札（8件）（保健厚生課）	23
正誤（森林整備課）	30

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月13日

長野県人事委員会委員長 市村次夫
長野県人事委員会規則第1号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のウ中 「警察本部の課長 生活安全特別捜査隊長」 を
 「警察本部の課長」 に、「監察官」 を 「監察官 理事官」 に、
 「航空隊長」 を 「航空隊長 自動車警ら隊長」 に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月21日から施行する。

人事委員会事務局

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月13日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三
長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「地域課」を「地域課 通信指令課」に、「生活環境課 生活安全特別捜査隊」を「生活環境課」に改める。

第4条第3項を削る。

第5条第1項第3号から第6号までを削り、同項第7号を同項第3号とし、同項第8号から同項第17号までを4号ずつ繰り上げ、同条に次の2項を加える。

4 警務課に、警察職員の募集及び試験の事務をつかさどらせるため、警察職員採用センターを付置する。

5 警務課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、企画調整室を付置する。

- (1) 警察職員の定員に関すること。
- (2) 警察組織に関すること。
- (3) 所管行政に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 規則及び令達の案の審査に関すること。
- (5) 橫断的な処理を要する事項の調整に関すること。

第6条第1項第2号中「財産及び物品」を「物品及び債権（公有財産に属するものを除く。）」に改め、同項第3号中「明治32年法律第87号」を「平成18年法律第73号」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条に次の1項を加える。

3 会計課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、施設室を付置する。

(1) 公有財産及び債権（公有財産に属するものに限る。）の管理及び処分に関する事務。

(2) 庁舎の営繕に関する事務。

(3) 庁内の火災予防及び取締りに関する事務。

第10条第1項第12号中「及び隊」を削る。

第11条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「及び舟艇」を「舟艇及び警ら用無線自動車」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（通信指令課）

第11条の2 通信指令課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警察通信及び通信機材の運用管理に関する事務。

(2) 警察通信指令に関する事務。

(3) 緊急配備に関する事務。

2 通信指令課に、警ら用無線自動車による警ら、犯罪搜査の初動活動その他の警察事務をつかさどらせるため、自動車警ら隊を付置する。

第13条の2を削る。

第13条の3 第6号中「課及び所」を「課等」に改め、同号を同條第7号とし、同條第5号の次に次の1号を加える。

(6) 刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務。

第13条の3を第13条の2とし、第17条第9号中「課及び隊」を「課等」に改める。

第20条中「高速自動車国道」の次に「及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路」を加える。

別表第1の警務部の項中「人事第一係 人事第二係 企画係」を「人事係」に、「出納係 管財係」を「出納係」に改め、同表の生活安全部の項を次のように改める。

生活安全部	生活安全企画課	庶務係 企画係 指導係 許認可係
	地域課	地域企画係 地域指導係 航空係 救助・雑踏係
	通信指令課	企画指導係 通信係 指令係
	少年課	企画指導係 事件係 特捜班
	生活環境課	企画指導係 生活経済係 環境係 風俗係 特捜班

別表第1の刑事部の項中「手配共助係」を「手配共助係 捜査支援係」に、「薬物・銃器対策係」を「薬物・銃器対策係 犯罪収益対策係」に改める。

別表第2の19の飯田市松尾警察官駐在所の項中

「飯田市八幡町」 を 「飯田市松尾城」 に改める。

別表第4の課等の項中

管 理 官	警 視	課等の運営管理に関する企画及び調整並びに部下職員の指揮監督
-------	-----	-------------------------------

を

理 事 官	警 視	部内の企画及び調整に関する事務の総括
管 理 官	警 視	課等の運営管理に関する企画及び調整並びに部下職員の指揮監督

に改め、同表の企画調整室の項を削り、同表の犯罪被害者対策室の項の次に次のように加える。

警察職員採用センター	室 長	警 視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
企画調整室	室 長	警 視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督

別表第4の監査室の項の次に次のように加える。

施 設 室	室 長	警 視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
-------	-----	-----	------------------

別表第4の通信指令室の項を削り、同表の鉄道警察隊の項の次に次のように加える。

通信指令課	通信指令長	警 部	課長の職務遂行の補佐及び担任事務の分掌
自動車警ら隊	隊 長	警 視	隊務の掌理及び部下職員の指揮監督

附 則

この規則は、平成20年3月21日から施行する。

警務課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月13日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

階級等別 区分	警 察 官						警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	小 計		
長野県警察本部	69人	107人	325人	222人	111人	834人	270人	1,104人
長野県警察学校	2	3	11	1		17	4	21
警 察 署	48	139	637	782	774	2,380	175	2,555
初 任 科 生					150	150		150
合 計	119	249	973	1,005	1,035	3,381	449	3,830

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

警務課